

## 『棚田学会誌』等掲載論文等の著作権譲渡のお願い

棚田学会は、その創立以来、『日本の原風景・棚田―棚田学会誌一』・『棚田学会誌』・『棚田学会通信』（以下、当会刊行物とする）を継続的に刊行して参りました。これもひとえに多くの会員の方々のご支援の賜物と深く感謝しております。

さて、このたび棚田学会は、近年の情報技術の発展・普及と、それにとまなう学術環境の急速な変化に鑑み、当会刊行物の電子化、データベース化、ウェブサイト上での公開などに積極的に取り組むことに致しました。

ただ、こうした活動にあたっては、当会刊行物に掲載された論文・記事等の著作権が、本会に帰属していることが前提となります。この点につきましては、2016年7月に改正致しました投稿規定には、掲載された原稿の著作権が当会に帰属する旨、明記されておりますが、それ以前の当会刊行物に掲載されているものに関しては、著作者との間で、著作権の帰属について明確な取り決めをしてこなかったのが実情です。

そこで、過去において、当会刊行物に掲載された論文・記事等（事例研究・報告・文献紹介等を含む）の著作権者におかれましては、その著作権の一部（複製権・公衆送信権）を当会に譲渡していただくよう、お願い申し上げます。該当する論文・記事等の著作権者の方々に、この措置に異議がある方は、2021年4月末日までに、下記の連絡先まで、書面（手紙、ファックス、電子メール等）にてお申し出ください。ご同意いただけない論文・記事等につきましては、今後の電子化事業の対象から除外させていただきます。

なお、とくにお申し出がなかった場合は、著作権の一部譲渡に同意されたものとさせていただきますが、上記の期日以降も、異議申し立てがあった場合には、速やかに対応いたします。また、論文・記事等に含まれる写真・図版などについて、他者の著作権を侵害したり、掲載許諾料が発生する可能性がある場合には、その論文等の全文または一部を削除するなどの措置をとります。御自身の論文・記事等がそれに該当すると思われる場合はお申し出ください。申し出がない場合でも、本会独自の判断で削除することがあります。

今回の著作権の一部譲渡は、本会が本会刊行物に掲載された論文・記事等を電子化して活用することで、広く一般に向けて活動の成果を発信することを目的に行うもので、著作権者が本来有している著作権の全部（それに基づく著作者自身による論文の利用・著書への収録など）を妨げるものではありません。

2021年3月15日

棚 田 学 会

**【連絡先】**

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学教育・総合科学学術院

高木徳郎研究室気付 棚田学会

電話：03-5286-1572（上記研究室）

ファックス：042-385-1180（ミュージカルカンパニーふるきやら）

電子メール：takagit@waseda.jp